

WEB版

福島ボイラ・ニュース

No.12 (平成 29 年 3 月)



「短期訓練受講費」のご案内

●短期訓練受講費とは

雇用保険の受給資格者等が平成29年1月以降にハローワークの職業指導により再就職のために1カ月未満の教育訓練を受け、修了した場合に教育訓練経費の2割(上限10万円、下限なし)が支給される制度です。

●支給対象となる教育訓練とは

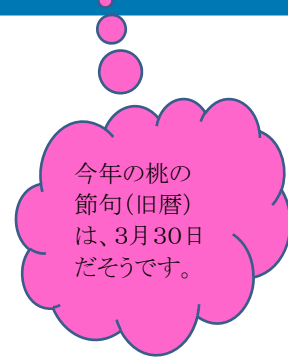
「短期訓練受講費」制度では、要件を満たしている教育訓練が対象となります。日本ボイラ協会福島支部が開催する以下の講習は、支給対象となります。

- ボイラー実技講習
- ボイラー取扱技能講習
- 二級ボイラー技士学科試験受験準備講習
- 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

教育経費として受講料、テキスト代が対象となります。

●制度をご利用の方へお願い

支給対象となる方には条件があります。受給資格者であるか受講前にご自身で最寄りのハローワークにご確認ください。必ず受講開始前にハローワークで手続きを行ったうえで、対象と認められた場合に利用可能となりますので、ご注意ください。制度についての詳細は厚生労働省Webサイトをご確認ください。



今年の桃の節句(旧暦)は、3月30日だそうです。

制度に関する詳しいことは
厚生労働省Webサイト

[ここをクリック](#)

ボイラー実技講習開催のご案内(平成29年度前期)

この講習は、二級ボイラー技士免許試験に合格後、免許を交付申請する際に必要な実務要件を得ることができます。ボイラー実技講習は、二級ボイラー技士免許試験の受験前、または免許試験合格後のどちらでも受講できます。

- ①福島会場 4月20日(木)~21日(金) 福島市市民会館
4月22日(土) 福島大学
- ②郡山会場 5月18日(木)~19日(金) 郡山市労働福祉会館
5月20日(土) 日本大学工学部
- ③いわき会場 5月31日(水)~6月1日(木) いわき市労働福祉会館
6月2日(金) (株)ベンいわき技術センター

講習に関する詳しいことは

[ここをクリック](#)